

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第3号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに係る事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和5年10月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	市設建築物の法定点検項目の漏れについて是正及び改善を求めたもの  監査対象施設の市設建築物データベースの記載状況と法定点検実施状況を確認したところ、3施設において法定点検を実施していないものが検出された。 ・いきいき ・我孫子地域在宅サービスステーション ・地域生活支援センターふらっとめいじ  【指摘事項】 1. 福祉局は、監査により検出された法定点検漏れの項目について、速やかに点検を行うこと。 2. 福祉局は、管理する全ての市設建築物について、法定点検項目に漏れがないことをチェックする体制を構築し、それを活用して再確認すること。また、漏れが検出された場合は速やかに点検を行うこと。 3. 福祉局は、法定点検に漏れのあったものについて、再発防止に資するためにデータベースに登録するなど、局内で注意喚起すること。	【1】 《いきいき》 ・令和5年2月27日に法定点検を実施。 ・点検報告書を令和5年3月10日に受領し、点検内容を確認した。 ・令和5年度以降も法人において、法定点検を実施する。  《我孫子地域在宅サービスステーション》 ・令和5年2月28日に法定点検を実施。 ・点検報告書を令和5年3月17日に受領し、点検内容を確認した。 ・令和5年度以降は同一建物である我孫子中学校の点検と合わせて実施する。  《地域生活支援センターふらっとめいじ》 ・令和4年11月16日に法定点検（建築設備）、令和5年1月18日に法定点検（建築物）を実施。 ・点検報告書を令和5年2月6日に受領し、点検内容を確認した。 ・令和5年度以降も法人において、法定点検を実施する。	措置済	令和5年3月17日
		【2】 ・点検の要否を登録する施設建築物データベースについて、これまでは年1回の更新作業時（例年6月）に一括して行っていたが、今後は施設の用途変更等でデータベース記載事項の変更があった際に、施設管理担当課及びデータベース管理担当の経理・企画課（管財担当）のダブルチェック体制でデータベースを随時更新し適切に管理する。 ・また、年1回の更新作業時はデータベースの修正漏れ等がないか再確認を行い、再発防止に努める。 ・なお、3施設以外について、令和4年10月4日 点検要否判定の誤りがないことを確認済。	措置済	令和4年10月4日
		【3】 ・速やかに市設建築物データベースの修正を行い、今回監査において指摘された内容を速報で局内周知した。 ・データベースにおける点検要否の登録誤りは、各施設の用途の誤認が原因であったため、年1回施設管理担当職員を対象に経理・企画課（管財担当）が開催する施設管理説明会（例年7～8月開催）において、点検の要否判定の方法（所管施設の構造、規模、用途及び関係法令により判断）について説明を行うとともに、施設管理事務必携資料として配付する説明会資料にも掲載し、担当職員の意識を高め、再発防止に努める。	措置済	令和4年12月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>法令上対策が必要な不具合項目の修繕については是正及び改善を求めたもの</p> <p>監査対象施設の施設カルテを確認したところ、5施設において消防法に基づく誘導灯など、法令上対策が必要な不具合項目の修繕をしていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東淀川区老人福祉センター</li> <li>・北区北老人福祉センター</li> <li>・西区老人福祉センター</li> <li>・大正区老人福祉センター</li> <li>・住之江区老人福祉センター</li> </ul> <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉局は、法令上対策が必要な不具合項目を速やかに修繕すること。</li> <li>2. 福祉局は、今後は市設建築物が法適合状態であることを維持するため、法令上対策が必要な不具合項目を速やかに修繕する体制が引き継がれる仕組みを構築すること。</li> </ol>	<p>【1】</p> <p>《大規模修繕が必要な不具合》</p> <p>大正区老人福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備局に依頼し令和3年度より設計し、令和5年3月31日に修繕が完了。</li> </ul> <p>《福祉局で対応可能な不具合》</p> <p>北区北老人福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月16日に修繕完了。</li> </ul> <p>住之江区老人福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月28日に修繕完了。</li> </ul> <p>西区老人福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月31日に修繕完了。</li> </ul> <p>東淀川区老人福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備工事を伴う工事について、令和5年8月31日に修繕完了。</li> </ul>	措置済	令和5年8月31日
		<p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組として、指定管理者に対し、これまで求めていなかった法定点検の立会い時の指摘についても速やかに報告するよう徹底し、この取組については、今後も年度の切替え時の館長会で定期的に周知を行う。</li> <li>・法定点検での不具合項目については、最優先で修繕を実施する。</li> </ul> <p>・また、本監査での指摘内容及び施設の修繕における優先順位の考え方について、福祉局の全施設所管課に情報共有し再発防止に取り組み、今後も年に一度の局内施設管理担当者向けの施設管理説明会で優先順位の考え方について周知を行う。</p>	措置済	令和4年12月26日